

石川県公報

令和2年3月10日

第13287号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 1	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同) 1	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 5
○県道の区域の変更 (道路整備課) 2	選挙管理委員会
○県道の供用の開始 (同) 2	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数 5
○土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課) 2	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数 6
公 告	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 6
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 3	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数 6
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 4	
○土地改良区が行う土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課) 4	
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 5	

告 示

石川県告示第69号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770700399	悠和ウエルネス株式会社	訪問介護事業所悠和ウエルネス東川原 羽咋市東川原町砂田11番1	令和2年 3月1日	訪問介護
1771300868	株式会社 Radix	訪問介護ステーションFLOS 野々市市藤平田1丁目290番地	〃	〃
1772300453	株式会社 学研ココファン	デイサービスココファン辰口 能美市三ツ屋町35番地1	〃	通所介護

石川県告示第70号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771300819	医療法人社団 悠輝会	悠輝会 訪問介護ステーションひかり 野々市市藤平田1丁目290番地	訪問介護	令和2年 1月29日

石川県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
若部千里浜 インター線	羽咋市堀替新町イ52番地先から 羽咋市堀替新町イ53番2地先まで	旧	6.10～6.60	38.4	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	8.00～9.40	38.4	

石川県告示第72号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
若部千里浜 インター線	羽咋市堀替新町イ52番地先から 羽咋市堀替新町イ53番2地先まで	令和2年3月10日	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
直下川3号	加賀市直下町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

2 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
大桑1号	金沢市大桑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
法島町2号	金沢市法島町	〃	〃	〃	〃
吉原	金沢市吉原町	〃	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
柳倉1号	能登町藤波柳倉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
梅の木3号	能登町宇出津山分	〃	急傾斜地の崩壊	〃	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン羽咋店

羽咋市石野町ト6番地 ほか8筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三共ジョーシン株式会社

代表取締役 山中 庸隆

富山県富山市問屋町一丁目9番24号

(変更後) 上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更の年月日

平成29年2月1日

4 変更する理由

グループ内会社での吸収合併のため

5 届出年月日

令和2年2月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市産業建設部商工観光課

7 届出等の縦覧期間

令和2年3月10日から同年7月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年7月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

家電住まいる館ヤマダ金沢本店

金沢市西都1丁目40番地 外

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 383台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 240台

(2) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

(変更前) 位置 縦覧による。

出入口の数 14箇所

(変更後) 位置 縦覧による。

出入口の数 6箇所

3 変更する年月日

令和2年10月27日

4 変更する理由

来客の利用実態のない第三駐車場から第七駐車場までを来客用駐車場から除外するため

5 届出年月日

令和2年2月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年3月10日から同年7月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年7月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

令和2年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地区(工区)名	換地処分年月日
輪島市土地改良区	瑞穂地区	令和2年2月13日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月10日

石川県知事 谷本正憲

- 組合の名称
野々市市中林土地区画整理組合
- 事務所の所在地
野々市市中林二丁目73番地
- 設立認可の年月日
平成28年1月19日
- 変更認可の年月日
令和2年3月2日

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月10日

石川県知事 谷本正憲

都市計画の種類	縦覧場所
加賀都市計画地区計画 (大聖寺福の杜地区)	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年3月10日

石川県知事 谷本正憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
(1号道路) かほく市白尾ヌ33番1	(1号道路) 幅員 6.00m 延長 73.92m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	令和2年2月25日
(2号道路) かほく市白尾ヌ33番5	(2号道路) 幅員 6.00m 延長 48.26m		

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年3月10日

石川県選挙管理委員会

19,031人

石川県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,940人

石川県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,425人
七 尾 市 選 挙 区	14,951人
小 松 市 選 挙 区	29,622人
輪 島 市 選 挙 区	7,805人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,752人
加 賀 市 選 挙 区	18,859人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,979人
か ほ く 市 選 挙 区	9,819人
白 山 市 選 挙 区	31,114人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,030人
野 々 市 市 選 挙 区	14,216人
河 北 郡 選 挙 区	17,685人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,889人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,031人

石川県選挙管理委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,940人